

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報

CCI

NETWORK

2022 April
vol.313

4

特集 / 事業者の生活安定と将来設計を
支援する小規模企業共済



新型コロナウイルス感染症の影響に伴うご相談を受付中

春日部商工会議所 経営支援課 TEL.048-763-1122

令和4年度事業計画案 収支予算案を承認

第52回 通常議員総会を開催

3月15日、春日部商工会議所会館にて第52回通常議員総会が106名(委任状出席106名)出席のもと開催されました。

早川会頭職務執行者は冒頭、「本来ならば議員の皆様一人一人に事業計画案・収支予算案について、ご説明しなければならぬところですが、新型コロナウイルスの感染防止のため、委任状を提出して頂いたことに改めて感謝申し上げる次第です。」と挨拶をしました。

議事に入り、令和4年度事業計画案、収支予算案等については、新型コロナウイルス感染防止のため、事前に配布した議案に賛成の議員には出席を求めず、議長(会頭)への委任状の提出をお願いしたところ106名の委任状の提出があり、委任を受けた議長として意思を尊重し、各議案共に賛成と致しました。

なお、令和4年度事業の重点項目の概要については、下記のとおりです。



重点項目

1. 地域経済の活性化・活力強化に資する事業活動の推進

- (1) 国・県・市への政策提言活動によるにぎやかな街 春日部の実現
- (2) 交流人口の増加によるにぎわいのある街づくりの推進
- (3) 地域資源を活かした産業振興の推進
- (4) 会員企業を元気にするための魅力ある交流事業の実施
- (5) がんばる商店街活動への応援

2. 中小企業・小規模事業者支援機能の強化

- (1) 企業ニーズにあった支援事業の実施
- (2) 事業承継税制の啓発と事業承継の推進
- (3) 小規模事業者の経営改善の発達支援
- (4) 地域における創業人材の育成・支援

3. コミュニケーション豊かで、会員ニーズに即応する商工会議所の実現

- (1) 会員サービス事業の充実と利用促進
- (2) 共済制度の充実
- (3) 効率的な経営に役立つ情報提供
- (4) 部会、委員会、支部活動の強化
- (5) 会員事業所巡回訪問「一声運動」の展開

4. 商工会議所組織の強化

- (1) 会員拡大の推進
- (2) 自主財源の確保等、財政基盤の確立
- (3) 事業継続力強化支援計画の策定

5. 商工振興センターの再建



6. ウイズコロナ

- (1) リモート相談の実施・充実、IT化支援(DXの推進)
- (2) ウイズコロナ状況下にふさわしい事業の再構築

令和3年分決算書・確定申告・消費税等作成の個別相談会を2月10日、3月14日に、また確定申告提出会を3月7日・8日に開催しました。個別相談会には96名、提出会には55名の方々にご利用いただきました。関東信越税理士会春日部支部の税理士の皆様には多大なるご協力を頂き誠にありがとうございました。商工会議所並びに青色申告会では、今年分につきましても個別相談会や提出会など、税務に関する相談会を予定しておりますので、是非ご利用下さい。

確定申告提出会(申告一斉受付会)報告



CONTENTS

2 CCIレポート

第52回通常議員総会を開催
「令和4年度事業計画案、収支予算案を承認」

3 お知らせ

労働保険事務組合から
「2022年度労働保険 年度更新の手続きは、期限内にお願いします!」
「労働保険・雇用保険で
お困りのことはありませんか?」

春日部市役所から

「コロナに負けるな事業者支援事業
(政府系融資枠)」

イベント中止

・春日部藤まつり・大風マラソン大会
・春日部大風あげ祭り

4・5 特集

「事業者の生活安定と将来設計を
支援する小規模企業共済」

6 事業所訪問 ～春日部 あの店、この会社～ 「てんぐら 拓」

7 法律相談コラム 「成人年齢が引き下げられます!」

検定情報

個別専門相談

8 マル経融資・経営革新計画



《表紙について》

牛島の藤(藤花園)

藤花園の樹齢1,200年以上といわれる藤。主幹と認められるものの根元の周囲は3.9m、根元の総周囲は4m以上。藤の総面積は約700平方メートルに及びます。明治時代には花房が3mあったと伝えられています。昭和30年8月には国の特別天然記念物に指定され、また平成元年には新日本名木百選にも選ばれました。
※令和4年度の開園は、令和4年4月11日(月)～5月5日(木)
開園期間につきましては新型コロナウイルスの感染状況により変更が生じる場合がございます。御来園前にHPにてご確認ください。

労働保険事務組合

《2022年度労働保険》年度更新の手続きは、期限内にお願いします！

現在ご加入頂いております労働保険につきまして、保険料の確定・次年度の概算保険料の算定を行う時期がまいりました。

春日部商工会議所に労働保険の事務を委託されている事業所の皆さまは、既にお送り致しました書類に必要事項をご記入頂き、4月15日(金)までにご提出ください。

労働保険の年度更新は、労働保険に加入されている事業

所の申告業務です。対象となる期間は2021年4月1日～2022年3月31日までに支払った給与賃金、並びに工事元請金額になります。

委託事業所の申告は当商工会議所での一括申告のため、一部の事業所の提出が遅れると全体の申告処理の遅れとなりますので、期限内のご提出にご理解、ご協力をお願いいたします。

労働保険・雇用保険でお困りのことはありませんか？

～春日部商工会議所がお手伝いを致します～

◎労働保険とは？

労働保険とは、雇用保険と労災保険をあわせたもので、政府が管理・運営している強制的な保険です。労働者を一人でも雇っている事業主はすべて加入しなければなりません。

◎労働保険事務組合とは？

労働保険事務組合とは厚生労働大臣認可を受け、事業主に代わって労働保険の事務を行う団体で、春日部商工会議所もその認可を受けております。労働保険事務組合に委託した場合には、保険料の分割納付が出来ることや、

事業主や家族従業員なども労災保険に加入出来るなどのメリットがあります。(※事務委託される場合は委託手数料が発生します。)

これから労働保険に加入される事業所、また現在加入されており事務処理軽減をお考えの事業所様は、当会議所へご相談ください。詳細は下記へお問合せください。

◎一人親方の労災保険は？

建設業などで労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする方で、建設現場での労働現場での労働災害についてお困りの方についてもご相談ください。

【お問合せ】 春日部商工会議所内 労働保険事務組合 TEL.048-763-1122

春日部市役所

春日部市「コロナに負けるな事業者支援事業(政府系融資枠)」

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の融資を受けた市内事業者に対し、支援金を支給します。

【対象となる融資制度】※令和2年3月～令和3年11月実行分

- ・日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- ・日本政策金融公庫「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」
- ・商工組合中央金庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- ・埼玉県中小企業制度融資「経営安定資金」

【支給額】10万円(定額)1事業者につき1回

【申請期間】令和4年6月30日(木)まで

【申請方法】電子申請もしくは郵送

【その他】

- ・申請時に市内で事業を行っている方が対象
- ・すでに令和3年度コロナに負けるな事業者支援金を受給された方は対象外
- ・予算額の上限に達した場合は受付を終了

【お問合せ】 勤労者会館 事業者支援金担当 TEL.048-752-1662

春日部市役所 商工振興課 TEL.048-797-8029

イベント中止

春日部藤まつり

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、通常開催は中止となり、「オンライン春日部藤まつり2022」専用ホームページが開設されます。参加団体を動画や写真により紹介することで多くの人に藤まつりの雰囲気を楽しんでもらう予定です。

【お問合せ】 市役所 市民参加推進課 市民参加推進担当 TEL.048-736-1111 内線(2875)

大風マラソン大会

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止

春日部大風あげ祭り

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、無観客での開催を予定しており、観覧はすることは出来ません。

駐車場や臨時直通バスの運行もありません。また、感染状況等により開催を中止する場合があります。

【お問合せ】 春日部大風あげ祭り実行委員会事務局 市役所観光振興課内 TEL.048-736-1111 内線(7768)

事業者の生活安定と将来設計を 支援する小規模企業共済

～経営者の退職後のゆとりある生活を応援～



小規模企業共済制度は、国の機関である中小機構が運営する小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度です。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入もできることから、全国で約153万人（2021年3月時点）が加入されています。

沿革

廃業時の生活安定や事業再建、社会保障の不備補充のために発足

小規模企業共済制度が始まったのは1965年（昭和40年）です。小規模企業の経営者や個人事業主が廃業や退職の事態に陥った際に、その後の生活を安定させたり、事業の再建に備えるために設立され、その後、時代や社会の変化とともに制度の内容が拡充され、現在に至ります。

加入・受給等の状況

加入できるのは、常時使用する従業員が20名（宿泊業・娯楽業を除くサービス業と商業では

ホームページ用

動画撮影・編集・コーディング

製品紹介・事業案内は
動画で分かりやすく！



株式会社ぷらすエム
春日部市粕壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION



デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…

華陽印刷

検索

5名）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員の方々。配偶者や後継者も条件を満たせば共同経営者として加入できます。

令和2年度の受給状況は、共済金受給額の平均は1130万円、共済金受給者の平均在籍年数は約19年となっております。

お得な3つのポイント

【その1】
掛金は加入後も増減可能、
金額が所得控除

月々の掛金は、10000円（70000円の範囲内（5000円単位）で自由に設定が可能。掛金は、個人の預金口座からの振替による払込みとなり、振替日は、毎月18日（18日が休日の場合は翌営業日）、掛金の納付方法は、月払い、半年払い、年払いから選択できます。

加入後も増額・減額ができ、例えば、業績が好調の時は70000円を掛け、経営状態が悪化した時は10000円に減額するといった柔軟な対応が取れます。

そして、メリットは税法上の優

遇措置があることです。確定申告の際、全額を小規模共済等掛金控除として課税対象所得から控除でき、1年以内の前納掛金も控除できるため、高い節税効果が期待できます。（図1）（表1）



（図1）
小規模企業共済等掛金控除
（表1）
掛金の金額所得控除による
節税額一覧表
↓
中小機構HPより

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	330,200円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	738,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

【その2】

共済金の受け取りは一括・分割
どちらも可能

共済金は、退職・廃業時に受け取り可能で、満期や満額はありません。共済金の受け取り方法は「一括」「分割」「一括と分割の併用」の3種類があります。一括受け取

りの場合は「退職所得扱い」、分割受け取りの場合は「公的年金等の雑所得扱い」となり、節税メリットもあります。

【その3】

低金利の貸付制度を利用できる
契約者は、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度が利用できます。低金利で、即日貸付けも可能です。

《貸付制度》

一般貸付け／緊急経営安定貸付け／傷病災害時貸付け／福祉対応貸付け／創業転業時・新規事業展開等貸付け／事業承継貸付け／廃業準備貸付け

共済金の受け取りについて

個人事業の廃業や会社の解散、役員退任などの際に、ご請求いただくことで共済金を受け取れます。詳しい説明は中小機構ホームページにてご覧いただけます。

小規模企業共済とは



加入シミュレーション



いろいろあります
貸店舗&事務所等
アパート&マンション
買物便利なララガーデン近くに多数の物件あり!!
御相談は親切安心!! 地元創業47年。所有ビル42棟・管理建物78棟
知事免許(13)第6129号 春日部市中央1丁目55-19
アオイ土地建物
☎048-735-6551
http://aoitochi.jimdo.com/

春日部商工会議所
公式 facebook ページ
当所の新キャラクター・「くまはる」が、各種補助金情報や、当所で行う各種事業、会員企業様のご紹介などを配信しています。是非、フォローといいね!をお待ちしております。
Twitterもあります。(@KasukabeCci)
https://www.facebook.com/kasukabecci1122/

法律相談

コラム

成人年齢が
引き下げられます！

私は、現在春日部法律事務所で弁護士修習をしており、司法修習生の池田幸来子と申します。生まれも育ちもさいたま市で、隣り合う春日部市には親しみがあります。さて今回は、皆さんが最近よく耳にするであろう、成人年齢の引下げについてお話しします。

令和4年4月1日、成人年齢を20歳から18歳に引き下げることと内容とする法律が施行されます。施行日の時点で18歳・19歳の方は、施行日において成人に達するものとされます。

そもそも、民法が定める成人年齢とは、①一人で有効な契約をすることができ、②父母の親権に服さなくなる年齢のことをいいます。今回の引下げによって、18歳・19歳の方は、一人暮らしの家の賃貸借契約やクレジット契約、ローン契約等、親

権者の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになります。一方、健全な育成の観点から、飲酒や喫煙、公営競技(競馬、競輪、競艇等)の年齢制限は、20歳のままとされています。今後、18歳・19歳の方は、一人ですた契約を、親権者の同意の不存在を理由に取り消すことができず、トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。できることの幅が増える分、より慎重に判断するようにしましょう。なお、成人式の実施方法については、各自自治体の判断に委ねられており、一律の定めはありません。春日部市では、18歳が進路決定の重要な時期であること、20歳と比べて権利に制限があることなどを理由に、今後、毎年1月上旬に、20歳を対象とした成人式を開催するとしています。

著者：春日部法律事務所弁護士 渡邊 健二／司法修習生 池田 幸来子 ホームページ www.kasukabe-law.jp

検定情報 上半期(2022年4月～9月)の検定試験のご案内

検 定	回数	試験日	申込受付期間
簿記	第161回	6月12日(日)	窓口 4月26日(火)～4月27日(水) ネット 4月29日(金)～5月13日(金)
珠算	第225回	6月26日(日)	郵送・窓口【土日祝日は除く】 5月19日(木)～5月25日(水)
ネット試験(春日部商工会議所認定)		委託校(スクール)による実施となります。	

【お知らせ】下記の検定試験はインターネットでの施行となります。

リテールマーケティング検定、カラーコーディネーター検定、ビジネス実務法務検定、ビジネスマネージャー検定、福祉住環境コーディネーター検定、eco検定、BATIC検定

※また簿記検定2級・3級についても、インターネット試験での受験もできますのでご利用ください。

※簿記検定につきましては、インターネットによる申し込みが便利です。

※申込方法・受験料等の詳細につきましては、お問合せください。【お問合せ】春日部商工会議所 総務課 TEL.048-763-1122

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談！

※相談の際は、マスク着用・手指消毒・検温等の感染防止対策にご協力をお願いします。

金 融 相 談	商工会議所相談室	労 務・年 金 相 談	商工会議所相談室または相談員事務所
4月 7日(木) 4月21日(木) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関する事／教育ローンに関する事	随 時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関する事／公的年金制度の仕組みに関する事
法 律 相 談	商工会議所相談室	司 法 書 士 相 談	商工会議所相談室または相談員事務所
4月 7日(木) 4月21日(木) 弁護士	経営・法律に関する事／不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関する事	随 時 司法書士	不動産の登記について／会社の登記について／少額訴訟の手続きについて／日常の法律について
経 営 相 談	商工会議所相談室	特 許・商 標・発 明 相 談	商工会議所相談室または相談員事務所
随 時 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随 時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税 務 相 談	商工会議所相談室	日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所で相談を行います。予約は相談日の3日前(経営相談のみ1週間前)までにお願いいたします。秘密は厳守いたします。	
4月12日(火) 税理士	相続・贈与税に関する事／帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関する事		

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 経営支援課 TEL.048-763-1122

マル経融資

小規模事業者経営改善資金

無担保

無保証人

低利

手数料不要

できるだけ有利な条件で融資を引き出すことが、成功する経営への近道。

それは「マル経融資」です!!

●マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは…

マル経融資は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される日本政策金融公庫の公的融資制度です。

消費増税に伴う資金繰りの改善や軽減税率導入に向けたレジや券売機の購入等にもご活用いただけます。

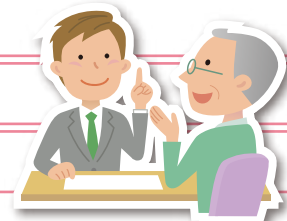
特徴1 無担保・無保証人で最大2,000万円の融資

特徴2 低利・固定のご利用しやすい金利<1.22% (2022年3月1日現在)>

特徴3 小規模事業者の方が対象の融資

特徴4 地域の経営指導員がきめ細かくサポート

特徴5 ご相談は無料です



経営革新計画

にチャレンジしてみませんか?

「経営革新計画」はあなたの未来戦略を達成するための「道しるべ」!!

～必ず活かせる経営革新計画の作成と実践に向けて!～

せっかく経営革新計画の知事承認を得たものの業績に結び付いていない…

といったお悩みはありませんか? 全ての事業には**寿命**があります!!

経営革新計画で『既存事業の底上げ』『新しい芽の育成』を図りましょう!!

あなたの夢や想いを**改めて**形にし、経営の革新に取り組みましょう!

県内を含む多くの企業が経営革新計画の良さを知り、何度も承認を取得しています。

- 「経営革新計画」は、経営の向上を目指して「新たな取り組み」を行うための事業計画書です。
- 自社の現状を分析し、目標達成に向けて「いつ」「誰が」「何を」すべきなのかを明確にします。
- 計画の作成過程などで、客観的な立場からの意見を知ることができ、計画内容の充実を図れます。

対象は、本社登記が埼玉県内の中小企業者で、1年以上の事業実績がある企業(個人※)の皆様

※個人の場合は埼玉県内の住所を有する方が対象です。

※医療法人・学校法人・社会福祉法人・NPO法人等は対象となりません。

※過去3年間において、企業経営上の関係法令に違反する重大な事実がある場合等には、登録できないことがあります。

【お問合せ先】春日部商工会議所 中小企業相談所 経営支援課 TEL.048-763-1122